

日技連盟第 03 - 54 号

2020 年 3 月 27 日

地域組織連盟会長 殿

日本歯科技工士連盟  
会長 杉岡 範明  
(公印省略)

2020 年 4 月 1 日以降当面の間の  
日本歯科技工士連盟の執行体制について

毎々の会務ご協力、誠に深謝いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の現状につきまして、専門家会議において、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえているものの、同時に依然として警戒を緩めることはできないとの見解が示されております。

これに伴い、日本歯科技工士連盟では 2020 年度第 1 回評議員会の開催を自粛しておりますが、現状におきましては依然として開催できる状況にはございません。

本連盟といたしましては、新型コロナウイルス感染症の収束状況を観察し、開催可能になり次第、直ちに評議員会を開催し、議案であります役員選挙を進めてまいり所存ではございますが、現状、見通しが立っておりません。

つきましては、本年 4 月 1 日以降、第 1 回評議員会が開催されるまでの間、日本歯科技工士連盟規約第 15 条第 2 項を適用し、現役員が会務を遂行させていただきますので、諸事情ご賢察のうえ、ご理解賜わりますようお願い申し上げます。

以上

**日本歯科技工士連盟規約第 15 条第 2 項**

役員任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者の就任するまで前任者がその職務を行う。